

令和6年10月吉日

お客様 各位

株式会社J建築検査センター

計画通知に係る業務について

令和6年6月に成立した第14次地方分権一括法の中で建築基準法が一部改正され、同法第18条で定める国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（計画通知）に関する審査・検査等が指定確認検査機関でも可能となります。

この改正を受けて、株式会社J建築検査センターでは計画通知物件に係る申請を受け付ける予定ですので、確認申請同様ご活用いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、実際に計画通知に関する審査・検査等が可能となるのは、国から確認検査業務規程の変更許可をいただいてからとなります。具体的な時期は未定となっており、分かり次第HP等でご連絡いたします。

現行

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知: 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。

改正後

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対しても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○

出典:「地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和6年法律第53号)(第14次地方分権一括法)概要